

氏名 <small>(法人にあっては名称)</small>	日本電気株式会社
住所	東京都港区芝五丁目7-1
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日
基準年度(*1)	令和元年度

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	無線通信機械器具製造業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：3031)
事業の概要	コンピュータ機器、ソフトウェア製品、サービス基盤等のビジネス向け製品をベースにしたソリューション・サービス事業

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

v

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和元年度	令和2～令和4年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	3,167 t-CO ₂	3,167 t-CO ₂	0.0 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		3,167 t-CO ₂	0.0 %
目標設定の考え方	市内9割以上のエネルギーを占めるデータセンター事業では、事業の拡大によりエネルギー量も増加する計画である。その為、全体では平成31年度排出量実績を維持する目標とした。		

*1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。

*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。

*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和元年度	令和2～令和4年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$
その他の通信機械器具同関連機械器具製造業(3019)	0.0056	0.005544	1.0 %
情報処理サービス業(3921)	5.1404	5.088996	1.0 %
			%
原単位の指標及び目標設定の考え方	原油換算値(KL)消費電力に対する有効床面積を指標に設定し、年間1%の原単位改善を実施する。		

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

<p>○一般管理 全社を統括する環境経営推進会議の下にBU毎の環境経営委員会を設け、拠点ごとにエネルギー管理の部門と使用部門が協働して省エネ活動ができるように体制を構築している。(別紙推進体制表参照)</p> <p>○空調和設備の運用管理 空調機設備の定期的な点検・清掃(フィルター清掃等)</p> <p>○照明設備等の対策について 照明不要時の消灯、オフィスの昼休み消灯の推進</p> <p>○事務用機器 未使用時のOA機器の電源OFF</p> <p>○設備投資対策 導入・更新時には負荷に追従した台数制御、高効率機器の導入を検討し、省エネルギーに努めていく。</p>
--

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容(環境価値(*8)の活用等)

<p>非該当</p>

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

<p>別紙1のとおり</p>

5 その他の取組

<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関するWEB教育の実施(1回/年) ・廃棄物の抑制活動 ・定時退社の推進
--

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。
 *8 環境価値とは、ワセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。